

平成28年第1回帯広市議会（定例会）一般質問

○平成28年6月17日 質問者：菊地ルツ

○質問通告 1. 子どもの誕生と育ちを支えるために

- (1) 妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援体制
- (2) 社会的支援を必要とする育ちを支える
- (3) 学校以外の学びの場・育ちの場・居場所での支え

2. 住み慣れた地域での暮らしを支えるために

- (1) 要介護（支援）認定に至らない高齢者の増加への対策
- (2) 市民相互での支え
- (3) まちづくりと施策の中での支え

○質問の主旨・内容

1. 子どもの誕生と育ちを支えるために

(1) 妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援体制

いつの時代も出産や子育てに不安を抱える女性が多いものの、核家族も孫世代が出産子育て年代となり、晩婚化晩産化少子化と、気軽に相談出来る相手が身近にいないことは大きな課題です。

「妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援体制」の仕組みを作るため、国は平成32年度までに「子育て世代包括支援センター」設置を求めており、市の考え方と方向性について質しました。

「子育て世代包括支援センター」設置済みの自治体では、既存の事業をまとめてスタートしているところもあるが、包括というならには、既存の制度や事業だけでなく、子育てサークルや産後ケア等民間サービスなども含めて子育て関連の情報拠点やコーディネーターとしての機能を併せ持つような「子どもをまんなかにした」包括的支援センターを求めました。

(2) 社会的支援を必要とする育ちを支える

〈虐待と社会的養護〉

家庭において適切な養育を受けることができない子どもを公的な責任の下で育てるしくみを「社会的養護」と呼ぶ。本来すべての子どもが「暖かい家庭」の中で育つことが求められ、虐待や貧困の連鎖を断ち、希望に満ちた未来を実現するためにも社会的養護の役割と責任は大きく、社会で子どもたちの健やかな育ちを支えることが求められている。

本年3月の児童福祉法改正により、施設中心の養育から家庭的養育への転

換を図るため、家庭と同様の環境における里親による養育の推進を明確にしているが、里親の現状と課題は、高齢化と新たな担い手不足。里親制度の情報提供や普及啓発活動等、より積極的に取り組まれることを求めました。

〈社会的支援・仕事と子育て・保育環境〉

子育てと仕事の両立を支える事、保護者にも多様な働き方が求められる社会にあって、「私的」とはいえ待機児が134人も存在していることは大問題。その解決に向けての対策と、子どもの障がいの有無に関わらず保育の場の提供が求められます。保育園通園にかえて居宅訪問型保育事業利用の実施についても質しました。

また、障害児の育ちを支える行政の支援として「特別児童扶養手当」があり、これは働きたくても働けない状況や、障害のない子育てよりも経済的負担が大きいと思われることから支給されるもの。不適切な事務処理により、生活を支える支給が1か月遅延したことについては、定められたサービスを市民に対して提供することを最優先に考え遂行すること、不測の事態に対する現場での具体的対策を求めました。

〈障害時保育〉

・新生児医療の発達で超未熟児や先天的な疾病をもって生まれ、医療の助けを借りながら家庭で生活を送るケースが増えています。本年5月、「改正障害者総合支援法」成立。初めて法律上に「医療的ケア児」という言葉が明記され、今後はその支援にも行政の目が向けられることが期待される。第56条の6第2項には、地方公共団体の責務として、医療ケア児が適切な支援を受けられるよう、各関連分野の支援を行う機関との連携調整を行うための整備に関して、必要な措置を講ずることを求めている。市では既に市立小中学校での受け入れ態勢は確立しているが、児童福祉法上、保護者の就労などの要件に該当した場合は保育についても応諾義務があり、医療的ケアの必要な子どもにも全て保育や教育の機会を提供することが市の責務となるが、そのことを大前提に、いかに個々の具体的な医療ケア児の事例に対処していくかが課題。保育所における医療的ケア児の受け入れに際しての現状と体制整備における課題認識について質しました。

(3) 学校以外の学びの場・育ちの場・居場所での支え

・近年子どもの貧困が社会問題となっている中でその連鎖を断ち切るためにも「居場所づくり」「学習支援」に期待されるものが大きくなっていると

感じるところ。不登校児童生徒の増加や発達障害など、学校の中では安心して過ごすことのできない子どもたちの居場所、保護者の相談支援、学習支援、食をともなう地域も含めた支援「子ども食堂」等、既存の制度では支えきれない現状と「子どもをまんやかに」した場所への認識・新たな仕組みと公的支援の必要性について求めました。

2. 住み慣れた地域での暮らしを支えるために

(1) 要介護（支援）認定に至らない高齢者の増加への対策

4月からは、要支援者の訪問介護と通所介護は国の介護保険制度から外され、新総合事業に移行されることとなりますが、その専門性と質を落とすことなく、今後増え続ける高齢者の健康と暮らしを支える事業にならなくてはなりません。

厚労省が示したガイドラインによりますと、新総合事業は

「低廉な単価のサービスの利用普及」

「認定に至らない高齢者の増加」

「自立の促進」

という3つの柱で、事業の効率化を図るよう自治体に求めています。

「要介護（支援）認定に至らない高齢者」とは、来年度から新たにスタートする介護予防日常生活支援総合事業の中で支援する方のこと。

新総合事業のサービスを利用する場合には、従来の要介護認定を省略し、25項目の基本チェックリストのみで判断する判定があり、主治医の意見書による医師の関与が無くなること、介護者や家族の状況が詳しく把握されず、必要な支援が正しく判定されない危険性がないか、判定結果やサービス内容について不服審査の仕組みがないことも心配です。安易な振り分けとならないためにも、チェックリストの判定であってもケアマネ等の専門職を配置し、介護認定申請を前提に考えることを求めました。

(2) 市民相互での支え

・住民主体サービスの行方、市民ボランティアの養成（無資格者への研修）身分保障や万一事故があった時の責任の所在について質しました。

「住民主体サービス」では、無資格の市民が「担い手養成講座」（座学と実技、1日4時間程度を2日間の研修）を受講して支援にあたるもの。今年度が1回30名、今後は年3回程度、3年間で300名の養成を目標としており、随時提供団体を募集します。現在はNPOなど2団体の登録を予定。

4月からはこの2団体で提供できるサービスを介護予防ケアマネジメント

のもと必要な方に提供していくことになっています。

- ・介護する方もされる方も孤立することのないように暮らしをどのように支えて行くのか。行政にも限界があり、そこを市民相互での支えという流れになってきている。

市民への周知・市民同士の支えあいの方向性・市民ボランティアの現状を把握し、データベースとして対策の手掛かりにすることは重要で、そのために今年度第 1 層コーディネーターを配置している。調査収集した社会的・人的資源のデータの活用についてと、国の示す新年度からの「第 2 層コーディネーター」の配置について強く求めました。

(3) まちづくりと施策の中での支え

- ・いつまでも住み慣れた街で、地域で、家で暮らし続けることが出来るようにと、様々な施策、事業があり、それらを利用しながら生きがいを持ち自分らしく暮らすために、市議会の意見交換会でも多くのお声を寄せていただきました。その中で**除雪と排雪**については実に多くの方々から切実なお声が挙げられております。

特に除排雪、除雪車の置いていく岩のような雪の塊。これは深刻な問題であります。膝や腰の痛み、骨粗しょう症は重たいものを持つだけで圧迫骨折するリスクがある等、見かけだけでは分からない重大な問題を抱えている。転倒や骨折は介護への入り口です。町内会などで取り組むパートナーシップ除雪やシルバー人材センターに依頼できる年 8 枚のチケットも多くは除雪に利用されているが、決定的な解決策になっていない状況。市の認識と解決策、防災の視点で、玄関から道路までの避難路確保の考えについて質しました。